

南房総市公共工事に要する経費の前払等取扱要領

(趣旨)

第1条 市が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下「工事等」という。）の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定による前払及び中間前払並びに契約に基づき行う部分払の取扱いについては、この訓令の定めるところによる。

(前払金の支払基準等)

第2条 工事等の前払金の支払基準等は、次表に掲げるとおりとする。ただし、同表中工事費について、特別の事情があるときは、この限りでない。

工事等種別	工事費	割合	充当経費
1 工事 土木建築に関する工 事	1 件の請負代金 額が100万円以 上	請負代金額の4 割以内	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額（現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金は、前払金額の100分の25を上限と

			する。)
2 設計、調査又は工事 監理 土木建築に関する工 事の設計、調査（用地取 得のための調査を含 む。）又は工事監理	1 件の請負代金 額が100万円以 上	請負代金額の3 割以内	当該設計、調査又は工事 監理の材料費、労務費、外 注費、機械購入費（当該設 計、調査又は工事監理にお いて償却される割合に相当 する額に限る。）、動力費、 支払運賃及び保証料に相当 する額として必要な経費
3 測量 土地の測量、地図の調 製、測量用写真の撮影及 び土木建築に関する工 事の測量（用地取得のた めの測量を含む。）	1 件の請負代金 額が100万円以 上	請負代金額の3 割以内	当該測量の材料費、労務 費、外注費、機械器具の賃 借料、機械購入費（当該測 量において償却される割合 に相当する額に限る。）、 動力費、交通通信費、支払 運賃、修繕費及び保証料に 相当する額として必要な経 費

2 工事の中間前払金の支払基準等は、次表に掲げるとおりとする。

工事種別	工事費	割合	充当経費
土木建築に関する工事 であって、次の各号のい ずれにも該当するもの (1) 工期の2分の 1を経過しているこ と。 (2) 工程表により	1 件の請負代金 額が100万円以上	請負代金額の 2割以内	当該工事の材料費、労務 費、機械器具の賃借料、機 械購入費（当該工事におい て償却される割合に相当す る額に限る。）、動力費、 支払運賃、修繕費、仮設費、 労働者災害補償保険料及び

<p>工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。</p> <p>(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。</p>			<p>保証料に相当する額として必要な経費</p>
--	--	--	--------------------------

(保証証書の寄託)

第3条 前金払又は中間前金払をしようとするときは、相手方に、法第2条第4項に規定する保証事業会社との工事等の完成時期（継続費又は債務負担行為（以下「継続事業」という。）に係る契約については、最終の年度以外の年度にあつては、各年度末）を保証期限とした、同条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

(工事等の内容の変更に伴う前払金の増減)

第4条 工事等の内容の変更その他の理由により、著しく請負代金額を増額した場合は、増額後の請負代金額に第2条に規定する割合を乗じて得た額から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する範囲内で、前払金額を増額することができる。

2 工事等の内容の変更その他の理由により、請負代金額を減額した場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

(保証契約の変更)

第5条 前条第1項の規定により支払済の前金払に追加して更に前金払をしようとするときは、相手方に、変更後の保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

(部分払)

第6条 前金払をした工事等について部分払をする場合の金額は、次の式により算出した額とする。この場合において、請負代金相当額とは請負代金額を設計金額で除し、設計金額に基づき算出した出来高を乗じて得た額をいう。

$$\text{請負代金相当額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

2 前項の部分払は、当該工事等の既済部分が全工事等の10分の5以上あるものについて行うものとする。

3 中間前金払をした工事については、部分払は行わないものとする。ただし、継続事業に係る契約にあつては、当該会計年度末において、部分払をすることができるものとする。

(継続事業に基づく契約及び繰越明許費における前金払)

第7条 継続事業に基づく契約における前金払は、第2条の規定にかかわらず、各会計年度の出来高予定額（前会計年度における工事の出来形部分に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額。以下同じ。）に対して行うものとする。この場合において、次表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が100万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができる。

第2条第1項の表	請負代金額の4割以内	各会計年度の出来高予定額の4割以内
	請負代金額の3割以内	各会計年度の出来高予定額の3割以内

	内	
第2条第2項の表	工期の2分の1	当該会計年度の工事実施期間の2分の1
	請負代金の額の2分の1	当該会計年度の出来高予定額の2分の1
	請負代金額の2割以内	各会計年度の出来高予定額の2割以内
第3条	工事等の完成時期	工事等の完成時期（最終会計年度以外の会計年度にあっては、当該会計年度の末日）
第4条	請負代金額	各会計年度の出来高予定額
第6条第1項	請負代金相当額× (9/10－前払金額/請負代金額)	(1) 前払金の支払を受けている場合 請負代金相当額×9/10－(前年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額)－〔請負代金相当額－(前年度までの出来高予定額＋出来高超過額)〕×当該会計年度前払金額/当該会計年度出来高予定額 (2) 前払金及び中間前払金の支払を受けている場合 請負代金相当額×9/10－前会計年度までの支払金額－(請負代金相当額－前年度までの出来高予定額)×(当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額)/当該会計年度の出来高予定額
第6条第2項	当該工事等の既済部分	当該工事等の当該会計年度の出来高の請負代金相当額
	全工事等	当該会計年度の出来高予定額

2 継続事業については、前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の請求をすることができない。

3 繰越明許費（事故繰越を含む。）に係る翌年度にわたる契約における前金払（中間前金払を含む。）は、請負代金額の総額に対して行うことができる。

（義務違反等による前払金の返還）

第8条 前金払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金を当該工事等以外の目的に使用したとき。
- (2) 当該工事等の契約が解除されたとき。
- (3) 契約義務を履行しないとき。

2 前項の場合、必要と認めるときは、相当の額の利息を付することができる。

（端数計算）

第9条 この訓令に基づき前金払する場合における前払金の金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 この訓令に基づき部分払する場合における部分払の金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（南房総市建設工事等低入札価格調査実施要領第9条に規定する低入札価格調査を受けた者との契約を締結する場合の前金払）

第10条 南房総市建設工事等低入札価格調査実施要領（平成19年10月19日制定）第9条に規定する低入札価格調査を受けた者との契約を締結する場合における前金払についての第2条及び第7条の表の規定の適用については、第2条及び第7条の表中「4割」とあるのは「2割」とする。

附 則

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成19年11月28日訓令第25号）

（施行期日）

1 この訓令は、公示の日から施行する。ただし、第2条及び第7条の表の改正規定は、

平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の南房総市公共工事に要する経費の前金払取扱要領（以下「改正後の訓令」という。）第2条及び第7条の表の規定は、この訓令の施行の日以後に行われた入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約から適用し、同日前に行われた入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。
- 3 第2条及び第7条の改正規定の施行の日の前日までの間は、改正後の訓令第10条中「4割」とあるのは「3割」とする。

附 則（平成21年12月28日訓令第16号）

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第6号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の南房総市公共工事に要する経費の前金払取扱要領は、この訓令の施行の日以後に行われた入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約から適用し、同日前に行われた入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成29年5月29日訓令第9号）

この訓令は、平成29年6月1日から施行し、同日以後に契約を締結する工事等から適用する。

附 則（平成30年3月6日訓令第4号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年6月19日訓令第7号）

この訓令は、公示の日から施行し、平成30年4月1日以後に締結した契約から適用する。

附 則（令和元年5月8日訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行し、平成31年4月1日以後に締結した契約から適用する。

附 則（令和2年3月30日訓令第6号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年4月15日訓令第8号）

この訓令は、公示の日から施行し、令和2年4月1日以後に締結した契約から適用する。

附 則（令和3年4月12日訓令第4号）

この訓令は、公示の日から施行し、令和3年4月1日以後に締結した契約から適用する。

附 則（令和3年6月7日訓令第6号）

この訓令は、公示の日から施行し、令和3年4月1日以後に締結した契約から適用する。

附 則（令和4年4月8日訓令第6号）

この訓令は、公示の日から施行し、令和4年4月1日以後に締結した契約から適用する。

附 則（令和5年4月11日訓令第6号）

この訓令は、公示の日から施行し、令和5年4月1日以後に締結した契約から適用する。

附 則（令和6年4月1日訓令第4号）

この訓令は、公示の日から施行し、令和6年4月1日以後に締結した契約から適用する。

附 則（令和7年5月1日訓令第2号）

この訓令は、公示の日から施行する。